



生活指導便り 第7号



令和6年10月25日(金)
あきる野市立東中学校
生活指導部

クールビズ期間終了と服装についての確認

10月も後半になり朝晩の気温が下がってきました。体調の管理に努め、毎日の授業にしっかりと取り組むとともに部活動等の活動にも意欲的に望んでください。以下は、前号に引き続き服装に関する確認です。10月31日をもってクールビズ期間は終了です。標準服などの準備をお願いします。

- 生徒手帳、年度当初生活指導便り等から抜粋
- ・保健体育の授業がない日は「標準服」、保健体育の授業のある日は「体育着・ジャージ」で登校する。ただし、指定日は「標準服」または「体育着・ジャージ」で登校する。
(クールビズ期間外：令和6年11月1日～令和7年3月31日)
- ※指定日とは、儀式日や定期考査日、行事日のことを指す。
儀式日：入学式、始業式、終業式、卒業式、修了式
行事日：体育大会、合唱コンクール
- ※儀式日は「儀式時の標準服」の着用の仕方です。
- ・防寒着のセーターやベスト、カーディガンは、無地で、色は紺、黒、グレーとする。また、ワンポイントまで可とする。
- ・セーターやカーディガンは上に標準服が着用できるサイズのものとする。
- ・ストッキングやタイツ等は無地で、色はベージュ、紺、黒とする。また、ワンポイントまで可とする。
- ・マフラーや手袋、コート類は、各自のロッカーで管理できるサイズのものとする。
- ・部活動等で着用するウインドブレーカー等でも可とする。
- ・防寒着は標準服の学ランやブレザー、上のジャージを着用し、それでも寒い場合に用いる。

いじめについて考える日

あきる野市では、いじめの防止等に関する具体的な取り組みとして各校で月に1日「いじめについて考える日」を設定し、生徒がいじめの防止についての意識をできるように指導を行っています。今月は24日(木)の始業前の時間を使って生活指導主任から放送で話をしました。その後は各担任からクラス等の現状に合わせて指導を行いました。放送の内容を記載します。ご家庭でも話題にしてみてください。

「いじめる」とは、どんなことをいうのでしょうか？考えてみてください。考えましたか。

先生たちは7つ考えました。

- ①本人がいやがるあだ名で言う。
- ②失敗や人と違うことをばかにしたり、笑ったりする。
- ③無視したり、遊びやチームに入れなかったりする。
- ④たたく、蹴る。
- ⑤「死ね」「キモイ」「ばか」などの悪口を言う。
- ⑥お金や物を持ってこさせる、ものを借りても返さない。
- ⑦恥ずかしいこと、いやなことを無理矢理させる。

他にもあるでしょうか。最近では、インターネットのゲームや、スマホのラインなどで、いじめが起きています。みなさんは、どうですか？いじめをしたり、いじめられたりしていませんか？

東中の中でいじめによって苦しむ人が出ないようにしたいと思っています。

今まで皆さんにはいじめの定義などについて話をしてきました。

今日はより具体的な例を出しました。人の気持ちを考えない、自分勝手な言動は相手を苦しめ、人の命を奪いかねません。もしそんな言動をしてしまっていたら、どのように接したらいいかも一度考えてみましょう。

周りに苦しんでいる人がいたら声をかけてあげてください。相談しにくいことも言えるきっかけになるかもしれません。実際に苦しんでいる人がいたらどんな小さなことでもいいので相談してください。

東中生の心の成長といじめで嫌な思いをする人がいなくなることを願っています。